

【宇和島市中小企業者等応援事業】 ～ 補助金が交付されるまでの流れ ～

(申請前)
事前相談

補助金の交付を受けようという方は、
補助金の対象者に該当するか確認いたしますので、
担当までお問い合わせください。

申請者

宇和島市役所

1 補助金の
交付申請書 を提出

2 補助金の
交付決定通知書 を発行

事前相談後、補助金の交付対象者であることの確認が取れば、必要な書類を揃えて補助金の「交付申請書」を提出してください。

交付申請書により対象経費を確認し、**1週間程度**で補助金の「交付決定通知書」を発行します。

3 **(契約・発注)**
事業着手

※事業の着手は、補助金の「交付決定通知書」を受け取った後に実施してください。

交付決定前に事業に着手すると補助金の対象とできなくなります。

補助金の交付決定通知書を受け取った後に、契約・発注などを経て事業を実施してください。

4 **(事業実施・支払い)**
事業完了



事業を実施し、補助金の対象経費に係る全ての支払い等を完了させてください。

5 事業の
実績報告書 を提出

6 補助金の
確定通知書 を発行

完了した事業の実績について、対象経費の支払いが分かる領収書（振込依頼書）、写真等を添えて「実績報告書」を提出してください。

実績報告書により事業の内容、対象経費の支払い実績を審査後、「確定通知書」を発行します。

7 確定した補助金額について
請求書 を提出

8 **補助金交付**

補助金額の確定通知書を受け取った後、「請求書」を提出してください。

請求書の提出後、**1ヶ月程度**で補助金が支払われます。